

えっ！高い！ 移動販売の物干し竿でトラブル

事例

「物干し竿2本で1000円」とアナウンスしていた移動販売車を呼びとめた。4本注文したところ8万円の請求が・・・。

「50センチ当たりの料金だ」と言われた。一人暮らしで怖かったので、手持ちの2万円を支払った。残金の振り込み用紙を渡された。領収書はもらっていない。相手の連絡先がわからない。

- 「長さ調節のために竿を切ってしまったから返品不可と言われた」「強引に物干し台まで買わされた」という事例もあります。
- クーリング・オフが可能な場合もありますが、連絡先がわからないなど、返金を求められない事例が多くあります。
- 購入前にしっかりと商品と金額を確認することが大切です。金額などに納得できない場合は、きっぱりと断りましょう。